



# 東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース

2025年8月号 | Volume 46

## 目次

01	今月のハイライト	p.1
02	各国税務ニュース(2025年7月31日時点)	p.2
	オーストラリア      ベトナム      シンガポール	
	マレーシア      フィリピン	
03	セミナー情報	p.4
04	各国問い合わせ先	p.5

## 今月のハイライト

- オーストラリア税務局(ATO)はオーストラリアにおけるグローバルおよび国内最低課税に関する重要な観点について、ウェブサイト上で最新情報を公開しました。公開された情報にはトップアップ税額計算のメカニズムの概要、規則の適用に関する追加情報、第2の柱(Pillar Two)と他の豪州税制との相互作用および適用方法などが含まれています。
- ベトナム税務当局は、ベトナムにおける事前確認制度(APA)のプロセス改善に取り組んでいます。移転価格問題に対しコストセーブと確実性を確保したいと考える納税者に対し、APAという選択肢が有効となるように税務当局はコミットメントを示そうとしています。
- シンガポール財務省(MOF)は2025年6月18日から7月11日にかけて所得税およびグローバルミニマム課税の改正法案に関するパブリックコンサルテーションを行い、本法案についての意見を募集しました。本法案には2025年度予算案に基づく所得税の改正や、グローバルミニマム課税の定義や規則の明確化およびGloBEルールの運用のための改正が含まれています。

### オーストラリア



#### Monthly Tax Update July

オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下を含む点について解説しています。

- 居住性の中央管理と統制テストに関する最新のガイダンス
- ATOが国別報告書の開示制度(CBC)の登録に関する情報を公開
- オーストラリアの新たな過少資本税制:負債額に関するATOによるガイダンスの草案
- ATOがウェブサイト上で第2の柱(Pillar Two)に関するガイダンスを更新
- オーストラリア資産の外国人所有権の変更通知の追加期間
- 税制改革

### ベトナム



#### 新特別消費税(SCT)法

2025年6月14日、国会は2026年1月1日に施行される新しい特別消費税法(SST法)を承認しました。この新法により、ベトナム基準に従い、一部の飲料やタバコ製品にSSTの範囲が拡大されました。また、いくつかの分野でSCT率を段階的に引き上げるロードマップが導入されました。

#### 外国人に対する電子識別・認証(eID)についての更新情報

以前のPwCニュースブリーフ(外国の法定代理人に適用される法人eID)に続き、いくつかの省の入国管理局(例:ハノイ、ホーチミン、ドンナイ)が法人eID申請の第一段階として、7月1日から外国人のためのレベル2のeID登録手続きを開始しました。

#### ベトナム事前確認制度(APA)アップデート

ベトナム税務当局は、ベトナムにおける事前確認制度(APA)のプロセス改善において大きな進展を遂げようとしています。移転価格問題に対しコストセーブと確実性を確保したいと考える納税者に対し、APAという選択肢が有効となるように税務当局はコミットメントを示そうとしています。

#### 新VAT法およびVATとして課税される外国契約者税に関するガイダンスの発表

7月1日、政府および財務省は、7月1日に発効した新VAT法のさまざまな条項に関するガイダンスを定めた政令181/2025および通達69/2025を公布しました。新VAT法のさまざまな規定の詳細に加え、外国契約者税制におけるVAT関連事項にも変更が加えられています。

#### 行政区画の再編成 -ERC、LURC およびインボイスの住所情報の変更について

共産党指令(2025年2月28日付結論第127-KL/TW号)と首相指令(2025年3月12日付決定第571/QĐ-TTg号)に基づき、進行中の政府再編(特定の省レベルの組織の合併、地区レベルの組織の廃止、および一部の区レベルの組織の合併)に関して、各省はさまざまな指示とガイドラインを発行しました。

## シンガポール



### 所得税およびグローバルミニマム課税の改正法案に係るパブリックコンサルテーションの公表

財務省(MOF)は2025年6月18日から7月11日にかけて所得税およびグローバルミニマム課税の改正法案に関するパブリックコンサルテーションを行い、本法案についての意見を募集しました。本法案には2025年度予算案に基づく所得税の改正や、グローバルミニマム課税の定義や規則の明確化およびGloBEルールの運用のための改正が含まれています。

### 金融セクターインセンティブに関する通達の公表

金融庁(MAS)は2025年7月3日、2025年度予算案で発表された金融セクターインセンティブ(FSI)の改正に関する通達を公表しました。本通達には下記の項目の詳細が記載されています。

- 既存のFSIに対する15%のTierの追加
- ファンドマネージャー向けの適格所得に対する税率を5%とするFSIスキーム(FSI-Fund Management Listing/FSI-FM Listing)および適格所得を免税とするFSIスキーム(FSI-Fund Management Singapore Equities/FSI-FM SG Equities)の適用要件の公表

### その他のシンガポール税制の動向

上記の他、以下の改正等が行われています。詳細は[Tax News](#)をご参照ください。

- プロジェクトファイナンスおよびインフラ融資の優遇措置に係る通達の公表
- S-REIT/S-REIR ETFへの優遇措置の延長および拡充に係る通達の公表
- GSTに関する各e-tax guideの更新
- 共通報告基準(CRS)の導入予定スケジュールの公表
- 暗号資産レポーティングフレームワーク(CARF)の導入予定スケジュールの公表
- 国別報告書(CbCR)の情報交換実施対象国(カメルーン)の追加

---

## マレーシア



### 雇用契約書に係る印紙税の取扱いのFAQ

2026年1月1日より申告納税制度に段階移行するマレーシアの印紙税に関して、雇用契約書に係る印紙税の取り扱いについて説明したFAQが、マレーシアの内国歳入庁から発行されました。課税対象となる雇用関連の文書の範囲や納税義務者などについて説明されています。

---

## フィリピン



### 登録企業の国内購入におけるVATゼロレート適用のための必要書類について

内国歳入庁(BIR)は2025年7月2日に税務通達(RMC No. 66-2025)を公表しました。本通達において、フィリピンの投資促進機関に登録している企業(以下、登録企業)が国内購入に対してVATゼロレートの適用を受けるためには、これまで必要とされていた登録企業による宣誓供述書(Sworn declaration)の提出が不要となることが明示されました。代わりに、投資促進機関(IPA)が発行するVATゼロレート証明書が主要な証拠書類として効力を有することが示されています。

### 登録企業の国内販売に関する取り扱い

内国歳入庁(BIR)は2025年7月3日に税務通達(RMC No. 67-2025)を公表しました。本通達では、登録企業による国内販売取引について「関税局(BOC)の管轄外となり、VATに関してはBIRの管轄になる」と明記されており、従来は不明確であった取り扱いの方針が明確化されています。

## セミナー情報

### 戦略的アウトソーシングによる税務の複雑化と人材不足への対応－生成 AI 活用の潮流と取り組み－

企業のグローバル化に伴い、国際税務の環境は絶えず変化しています。今や、企業の税務部門は、複雑な税務要件への対応だけでなく、経営の意思決定を支援し、利益に貢献することが期待されます。また、タックスヘイブン対策税制（外国子会社合算税制、CFC）、国別報告事項(CbCR)、デジタル課税の第2の柱(Pillar Two、グローバル・ミニマム課税)などに対応し、グローバルガバナンスを強化しながら業務を遂行することも必要です。本セミナーでは、企業の内部リソース(インソーシング)と、外部専門家のリソース(アウトソーシング)を戦略的に組み合わせることで、業務の全体最適化を促進するサービス、Tax Transformation Accelerator をご紹介します。また、業務効率化やナレッジ、ノウハウの蓄積において必須となる生成AIに関しても、経理・税務部門でのトレンドや取り組みについてお話しします。

配信期間：2025年7月24日(木)～2025年10月31日(金)17:00

### 持続的な成長を牽引する CFO 組織への変革の鍵－マネージドサービスの活用－

本セミナーでは、外部のケイパビリティを活用し、企業が持続的な成長を実現するためのトランسفォーメーションに向けた取り組みを紹介します。特に早急に対応が必要な非財務情報の開示対応、生成AIを活用したビジネスプロセスの効率化などの事例を踏まえた推進方法を詳しく取り上げます。

配信期間：2025年6月10日(火)～12月26日(金)

## 各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwC の貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者	神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwC インドネシア パートナー)	
PwC 税理士法人(日本)	神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融)	
PwC インドネシア	菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井 和光、深澤 直人、 濱田 孝一、井上 由貴、塙澤 祐人、浅井 広太郎、余村 裕樹	問い合わせ先: <a href="mailto:id_jbd@pwc.com">id_jbd@pwc.com</a>
PwC タイ	魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦	問い合わせ先: <a href="mailto:th_jbd@pwc.com">th_jbd@pwc.com</a>
PwC ベトナム	今井 慎平(カントリーリーダー)、小暮 寛之、塚本 裕之	問い合わせ先: <a href="mailto:vn_jbn@pwc.com">vn_jbn@pwc.com</a>
PwC フィリピン	東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔	問い合わせ先: <a href="mailto:ph_jbd@pwc.com">ph_jbd@pwc.com</a>
PwC マレーシア	杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、緩詰 真梨子	問い合わせ先: <a href="mailto:my_pwc_japandesk@pwc.com">my_pwc_japandesk@pwc.com</a>
PwC シンガポール	ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、山本 尚紀、 松本 弥生、野木 玄	問い合わせ先: <a href="mailto:sg_japan_desk_tax@pwc.com">sg_japan_desk_tax@pwc.com</a>
PwC オーストラリア	寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介、信夫 将	問い合わせ先: <a href="mailto:au_japan@pwc.com">au_japan@pwc.com</a>

### Tax Academyについて

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

<http://www.pwc.com/jp/tax-academy>

バックナンバーは、[こちらからご覧ください。](#)

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 149 カ国に 370,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は <http://www.pwc.com> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.